

環境と経済の好循環のまちモデル事業公募要綱

1. 対象事業

本事業では、全国のモデルとなるような、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって、二酸化炭素の排出削減等を通じた環境保全と雇用創出等による経済活性化を同時に実現する、環境と経済の好循環のまちづくりの案を募集する。

「美しい星 50」や平成 19 年 6 月 1 日閣議決定した「21 世紀環境立国戦略」等において、京都議定書の目標達成のためには、業務・家庭部門の抜本的強化が必要とされていること等から、19 年度事業については、特に業務部門の中小事業所の対策のモデルとなるような事業を集中的に実施することとする。

2. 応募主体

公募の対象は、市町村等（市町村及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条に規定する特別区をいう。以下同じ。）と連携したまちづくり協議会（以下、「まちづくり協議会」という。）とする。

また、事業開始までにまちづくり協議会の設置が見込まれる市町村等（複数の市町村等からなる連携主体を含む。）についても公募の対象とする。

3. 事業の概要

本事業においては、環境と経済の好循環を地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって生みだすまちづくりのモデルとなる事業を行い、これを広く国の内外に示すことによって、その普及を図ることを目的とする。そのため、モデル事業を実施するまちづくり協議会に対し、以下のとおり、国からの委託を必要に応じ行うとともに、事業に必要な経費の一部を国が交付する。

(1) 委託事業（地域エコ推進事業）

まちづくり協議会の運営（モデル事業の事業計画（以下、「事業計画」といい、委託費及び交付金による事業並びにまちづくり協議会及びまちづくり協議会と連携した市町村等の実施する事業で環境と経済の好循環に資するその他の事業（以下、「関連事業」という。）により構成）に掲げる事務活動に必要なものに限る。）、具体的な事業計画の策定、セミナー等事業計画に掲げるソフト事業の実施、効果の把握・評価等の事業を行うために必要な経費とする。

(2) 交付金事業（地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業）

非化石エネルギー等及び省エネルギー（可燃性天然ガス、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、廃熱、水素、アルコールその他のエネルギーであって、エネルギー起源の二酸化炭素の排出の抑制に資するもの及びエネルギーの使用の合理化であってエネルギー起源の二酸化炭素の排出の抑制に資するものをいう。）に係る設備を設置するための以下に掲げる事業を行うために必要な経費とする。

ア まちづくり協議会以外の者が行う設備設置事業に対して、まちづくり協議会が行う助成事業（助成事業の対象者を公募する場合を含む。）

イ まちづくり協議会が行う設備設置事業

4. 委託・交付金額の目安

(単位：千円)

	平成 19 年度交付金	平成 19 年度委託費
大規模事業	200,000	2,000
小規模事業	40,000	800

※ 事業内容によって、委託費及び交付金の額が変動することがある。

5. 事業期間

事業期間は、平成 19 年度の 1 か年とする。

ただし、事業効果の持続状況等について、事業完了後 3 年経過した時点において報告を求める。

6. 選定箇所数

公募に対し提案のあった地域の中から、主として事業実施地域の人口規模（市町村等の行政区域を参考とする）に応じ、大規模 4 箇所及び小規模 6 箇所を事業実施の対象地域として選定する。

7. 応募期間・応募方法

本事業の応募については、8 月 3 日から 8 月 31 日までの間に、応募書類を環境省総合環境政策局環境計画課へ提出するものとする。

8. 審査方法

書類選考により対象を絞った後、有識者による「環境と経済の好循環のまちモデル事業選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）」による審査により採択事業を決定する。審査のため、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出、選定評価委員会への出席・説明を求める場合がある。

なお、審査結果については選定事業をホームページ等を通じて公表する。

9. 事業要件

以下、(7) から (10) の要件を満たすことを前提として、(1) から (6) の要件について評価を行う。

- (1) 地域の新しい特色となるようなまちづくりの概念が示されていること。
- (2) 地域資源を的確に把握し、地域の特色を活かした事業であること。
- (3) 住民や事業者等の幅広い主体が創意工夫を凝らし、独自のアイデアが盛り込まれた事業であること。
- (4) 事業の実施による環境保全効果（交付金事業については、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果。以下同じ。）及び経済活性効果が高いこと。
- (5) 事業の実施による環境保全効果及び経済活性効果について、事業計画の中

で示されていて、目標及びその根拠が適切なものであること。

(6) 全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれる事業であること。

(7) 事業について協議するための地域の協議会（まちづくり協議会）が設立されている又は事業実施時までには設立されることが見込まれること。まちづくり協議会が、住民や事業者等の幅広い主体の参加により構成されている又は構成されることが見込まれること。

(8) 事業計画において、交付金事業の一部として住民・企業等への助成を行う場合は、当該助成の対象が現時点では一般には普及していない先駆的なものであり、かつ本事業によりその普及が見込まれるようなものであること。

(9) 事業期間が完了した後も、一定の効果が継続することが見込まれること。

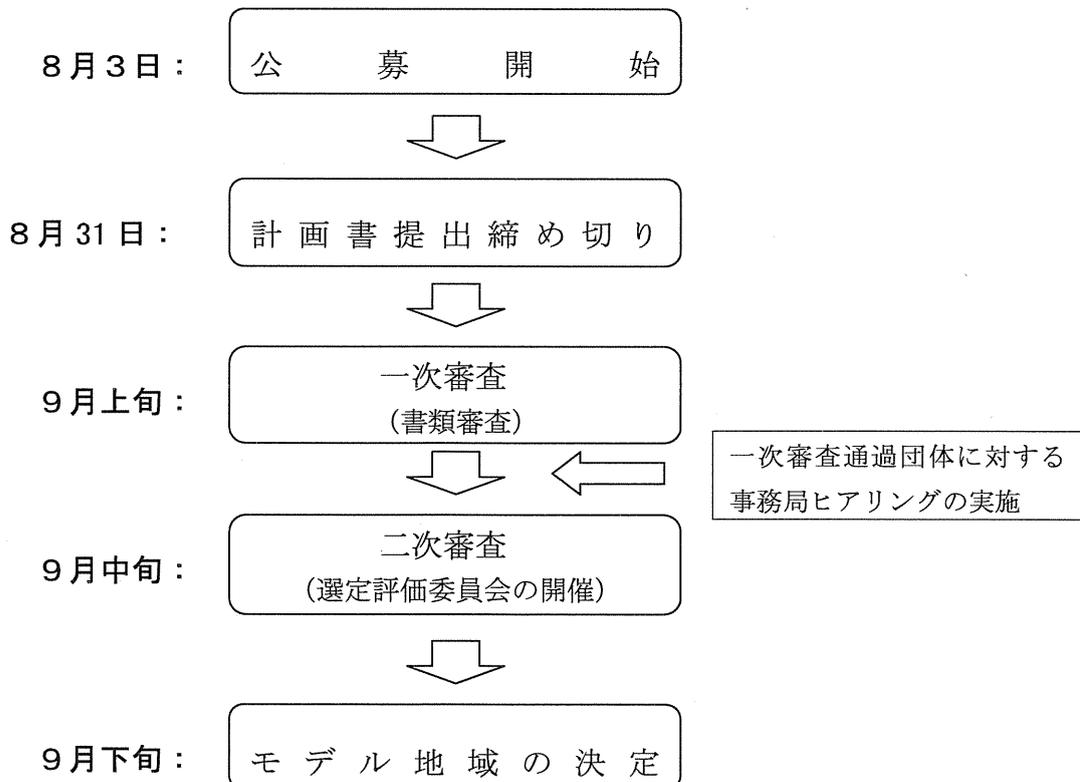
(10) 事業計画における個々の事業について、国より交付された交付金を財源としてまちづくり協議会が住民・企業等に助成を行う場合又はまちづくり協議会が設備の設置を行う場合、交付金を充てることのできる割合は当該事業費の3分の2以下とすること。

なお、事業計画（委託事業を除く。）において、交付金額の2倍以上の事業が計画されているものとする。

10. 提出書類

環境と経済の好循環のまちモデル事業の概要及び同事業計画書
(別紙様式1、2)

11. モデル地域決定等のスケジュール

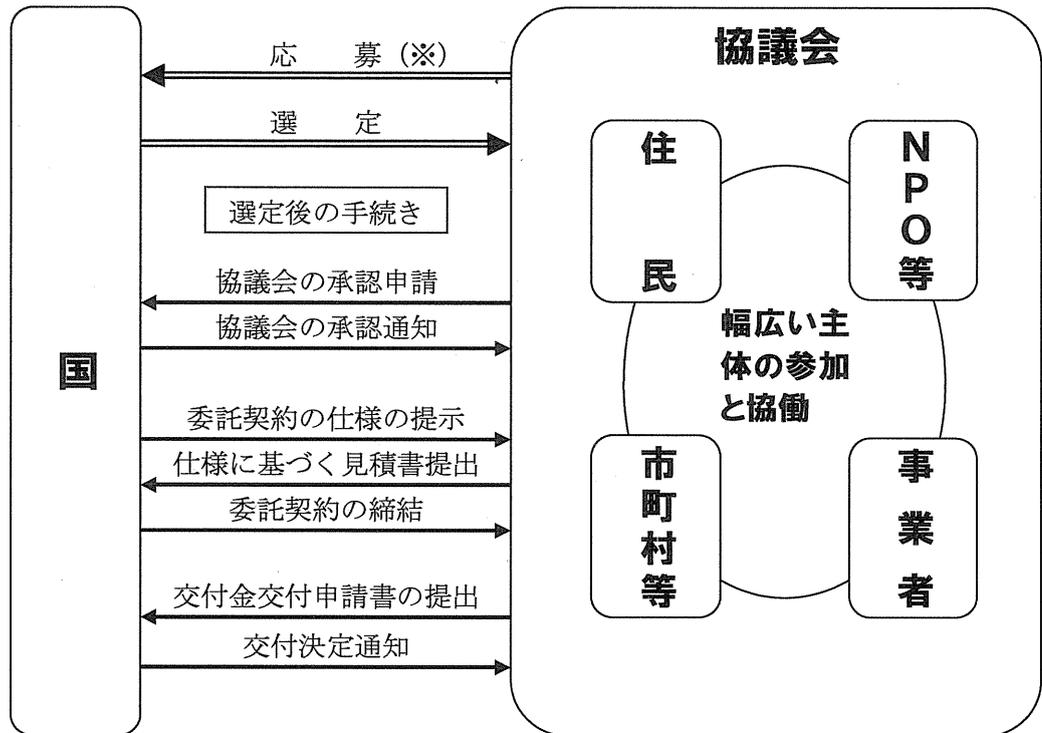




9月下旬：

モデル地域の公表

12. 実施スキーム



※ 事業開始までにまちづくり協議会の設置が見込まれる市町村等についても、応募の対象とする。

13. 採択された場合の留意点

(1) 効果測定

採択されたモデル事業は、その成果を的確に把握するため、環境保全上の効果及び経済活性化の効果を選定評価委員会において評価・点検する。このため、モデル事業を実施するまちづくり協議会には、以下についての環境省への報告が求められる。

①事業終了時：事業効果の測定・評価の手法

②事業完了後3年経過時：上記①の手法を用いた事業効果の測定・評価の結果

(2) その他

選定をもって交付決定、委託締結ではない。交付決定、委託契約に当たっては実施要綱、交付要綱等に基づき更に詳細な審査を行うことになる。